

公調委平成25年（セ）第10号

大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人らは、申請人に対し、連帯して8970万円を支払え、との裁定を
求める。

2 被申請人ら

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、その事業所付近で実施されている鉄道・道路の連続立体
交差事業の工事振動等により、営業用の事務機器等に損傷や不具合が発生した
と主張して、工事を施工した被申請人らに対し、共同不法行為に基づき、連帯
して、合計8970万円の損害賠償を求めている事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実，文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨
により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 申請人

申請人は、電動機，発電機製造用の機械設備，装置の設計，製造，販売
及び輸出入等を営む株式会社であり，平成8年9月8日から肩書地に移転

して営業活動を行っている。

イ 被申請人ら

被申請人ら（以下、被申請人らの名称の「株式会社」は省略する。）は、いずれも建設業を営む株式会社である（ただし、aは更生会社）。

(2) 連続立体交差事業の概要

ア b線（d駅～e駅間）及び同f線（g駅～h駅間）の連続立体交差事業（以下「本件事業」という。）は、交通の円滑化や安全性の向上等を目的として、b線のd駅からe駅までの延長約5.4km（事業区間約4.7km）の区間、及び同f線のg駅からh駅までの延長約2.1km（事業区間約1.3km）の区間を連続的に立体交差化する事業である（乙1の1）。

イ 被申請人らは、i・j・k・a共同企業体を構成し、c株式会社（以下「c」という。）から、本件事業のうちg立体交差・第6工区工事（工期：平成14年9月から平成27年3月まで。工事場所：東京都大田区〇〇～●●地先。以下「本件工事」という。）を請け負った（乙1の1）。

ウ 本件工事のうち●●付近の施工については仮線工法（いったん仮の高架線路を建設し、仮線路で鉄道運行を継続しながら本線の高架工事を実施する方法）が採用され、平成19年1月から平成21年5月まで仮線工事（基礎杭工事、補強桁架設工事、仮設工事）、平成20年1月から平成22年9月まで高架橋一次施工（基礎杭工事、掘削・山留工事、橋脚構築工事、高架橋架設工事、上り線既設桁扛上工事、橋脚嵩上工事、線防柵設置工事、路盤整正工事）、平成22年9月から平成24年9月まで高架橋二次施工（掘削・山留工事、仮設工事、基礎杭工事、橋脚構築工事、桁構築工事、地覆・高欄工事、下り線既設桁扛上工事）が実施された（乙1の1・2, 2）。

エ 申請人の事業所（東京都大田区□□）は、本件工事の工区内であるc1駅とe駅との間にあり、道路を隔てて高架線路に面した位置に存在する。

なお、申請人の事業所は、一戸建て民家の1階の一部を賃借したものである。(乙5の1, 職1)

(3) 本件申請に至る経緯

申請人は、公害等調整委員会に対し、平成24年8月31日、本件工事に伴う振動等により営業用の設備等に損傷や不具合が発生したと主張して、工事を発注したcを相手方(被申請人)として、1億円の損害賠償を求める責任裁定を申請した(公調委平成24年(セ)第7号。以下「前回事件」という。)

これに対し、裁定委員会は、平成25年3月11日付けで、申請人が民法716条ただし書に係る事実の主張を一切していないことを理由として、当該責任裁定申請を棄却した。(顕著な事実)

2 当事者の主張

【申請人の主張】

申請人の主張は、別紙1「責任裁定申請書」の「4 理由」、別紙2「申請人主張整理表」及び別紙3「被害及び損害に関する主張の要旨」(以下「被害主張要旨」という。)に記載したとおりである。

【被申請人らの主張】

責任裁定申請書の記載は内容が判然とせず、答弁ができない。また、責任裁定申請書の「理由」本文では別紙として添付された「申請人主張整理表」に全く言及されていない。

被害主張要旨の内容については、いずれも知らないし否認。

【被申請人aの予備的主張】

申請人の被申請人aに対する損害賠償請求権について、消滅時効を援用する。

第3 当裁定委員会の判断

1 申請人の主張は、要するに、本件工事に伴う振動等によって、営業用の事務

機器（電話，FAX，複写機）等に不具合ないし損傷が発生したというものであるが，責任裁定申請書においては，各被害の発生時期・内容，原因となる工事の施工時期・内容，各被害と工事との因果関係，損害額算定の根拠等に関して，全く主張をしていないか，又は極めて漠然とした主張しかしておらず，損害賠償請求権の発生を基礎づける事実主張があるとは到底言えない。

また，申請人の被害主張が，「インフラ損壊営業阻害」，「業務用車損傷と停車不可」などとあまりに不明瞭なため，公害等調整委員会事務局職員において，申請人代表者の事情聴取及び前回事件の記録精査を行い，その意向を最大限酌み取って別紙3被害主張要旨を作成したが，それさえ，法的な主張として十分なものにはできなかった。

- 2 しかも，申請人は，第1回審問期日（平成25年12月9日）における当裁定委員会からの求釈明に対し，被申請人らの過失についての具体的な主張を平成26年1月15日までに提出する旨の回答をしていたにもかかわらず，第2回審問期日（平成26年2月20日）に至るまで，それに関する主張書面を全く提出しなかった。

こうした申請人の主張内容や審問に臨む態度に加えて，主張自体失当と判断された前回事件の経過をも考慮すると，本件申請に関しても，今後申請人からの確な主張・立証がされることは到底期待できない。

そのため，当裁定委員会は，第2回審問期日において，審問終結の判断をした。

- 3 そして，この審問終結時においても，申請人は，被申請人らの過失に関する具体的な主張を全くしようとはせず，しかも上記のとおり，不法行為（共同不法行為）に基づく損害賠償請求権の発生を基礎付けるその他の要件事実の主張も具体性を欠いていることから，その主張は主張自体失当と判断せざるを得ない。

- 4 ところで，申請人は，本件工事の発注者であるcを相手方とした前回事件の

裁定において、注文者の過失（民法716条ただし書）を主張しないことをもって主張自体失当との判断を受けたことから、施工業者である被申請人らを相手方として本件申請に及んだものと解される。こうした前回事件からの申請経過にかんがみ、申請人の主張する被害に関する当裁定委員会の見解を付言しておく。

(1) 被害主張要旨の2項, 3項, 6項について

証拠（職1）によれば、申請人事業所と同じ家屋の2階に居住する賃貸人のnが、工事の振動で電話やFAXの通信に支障が生じたことは全くなく、テレビの受信不良や家電製品の異常も全く発生していない（そもそも、振動はそれほど気にならない）旨明言しているから、仮に事務機器等の故障・不具合が発生したことが事実であったとしても、本件工事との因果関係を認めることは困難と考えられる。むしろ、被害主張要旨の記載からすると、被害が発生したとされる事務機器等は、いずれも購入から相当の年数が経過していることが窺えるから、経年による劣化、摩耗、汚れなどに起因する不具合と見るのが合理的である。

(2) 被害主張要旨の4項について

そもそも、申請人が事業所前の公道に駐車する行為（いわゆる路上駐車）は、正当な権限に基づくものではないから、本件工事の施工に伴い、従来どおりの駐車ができなくなったとしても、権利侵害の問題が発生する余地はないし、被申請人らの現場関係者から、事業所付近の高架下に駐車することの承諾を得ていたとしても、駐車中の砂塵や雨水等による損傷について、被申請人らにその賠償を求めるとするのは明らかに筋違いである。

(3) 被害主張要旨の5項について

トレーシングペーパー等の保管資料が損傷・劣化したとする点については、その主張自体、具体性・特定性を欠いている上、工事の振動で資料が破断したり折れ曲がったりしたなどということは容易に信用し難い。

(4) 被害主張要旨の7項について

建物が損傷したという点は、賃借人である申請人がその損傷に関して被申請人らに損害賠償を請求し得る権限を有していないことは明らかであるから、まさに主張自体失当である。

(5) 被害主張要旨の8項について

上記のとおり、申請人が主張する個々の被害は、その発生自体あるいは本件工事との因果関係が認められないことが明白であるから、それらを前提とする営業損害についても認められる余地はないし、損害額算定のための具体的な根拠も示されていない。

(6) まとめ

したがって、申請人の主張内容は、相手方が誰であるかに関係なく、そもそも認められる可能性が極めて低いものといわざるを得ない。

5 以上のとおり、申請人の本件裁定申請には理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

なお、申請人は、審問終結後、審問再開の申し出をする期限とした平成26年2月28日までに、別紙4「FAX連絡票」と題する書面のほか合計18枚の書面を公害等調整委員会事務局に送付しているが、その内容は、事務所のドアが壊れて開かないとか、コピー機やFAXが故障して使用できないとか、相手方やcが対応してくれないといったもので（それ以外は判読困難である）、審問手続の再開を求めるものと解することはできないし、仮にそう解したとしても、申請人がこのような主張を繰り返す以上、再開の必要性は到底認められない。

平成26年3月11日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 松 森 宏

裁定委員 杉 野 翔 子

裁定委員 吉 村 英 子

(別紙一部省略)

〔被害及び損害に関する主張の要旨〕

1. 申請人の業務

申請人は、電動機類の設計製造等を業とする株式会社であり、平成8年9月から現在の事務所で事業を営んでいる。

2. 通信機器（電話・FAX）の故障・不具合

申請人事務所内の電話及びFAXは、屋外の引込線・保安器から屋内配線を通じて電話機及びFAX本体へと接続されているが、本件工事の振動等が原因で、電話及びFAXの導通不全が発生している。

具体的には、平成20年2月28日に外注先の設計会社から申請人に対し、電話とFAXが通じないとの苦情があり（それ以前から導通不全は発生していた。）、平成21年3月25日にNTT東日本のサービス担当が故障修理のために確認したところ、屋外にある保安器のカバーが外れ、内部の保安用ヒューズが腐食していることが判明した。このため、ヒューズの交換とカバーの取付けを実施してもらった。

また、平成21年11月には、電話の着信時にベルが鳴らないという不具合が発生したため、電話機を交換してもらった。

FAX（東芝製■■■ 1980年ころ購入）については、送受信ができない場合があるほか、用紙に黒く汚れが着いたり、A3用紙1枚の送信に約30分も時間がかかるなどの障害が発生し、時期は確定できないが、顧客メモリーが消失する事態も発生した。電話機については、通話音が反響して聞こえにくいという障害も発生した。

これら電話・FAXの障害の原因は、工事に伴う激しい振動（工事そのものによる振動だけでなく重機の通行によるものも含む。以下同じ。）等であると考えられる。保安器のカバーが外れたのも振動が原因である。

なお、導通不全は本件工事期間中発生しているが、平成20年ころから平成22年ころまでが最もひどく、申請人は、平成22年11月にはNTT東日本に屋内配線を新設してもらい、現在は導通不全の問題は改善している。

3. 複写機の故障・不具合

申請人は、従前ゼロックスの複写機（1980年ころ購入）を事務所入口付近に設置して使用していたが、数メートル先の道路で掘削作業を行ったり、ク

レーン車・ブルドーザー・コンクリートミキサー車等の重機が繰り返し通行したりしたため、激しい振動を受けた。その結果、コピーをしても、かすれや印字できない部分があったり、紙に黒又は白の帯状の線が入ったり、印刷した部分のインクが定着しないなどの不具合が頻繁に発生した。

このため申請人は、平成 15 年ころ、新しいキャノンの複写機（△△）を購入したが、新しい複写機でも上記と同様の不具合は発生している。

具体的には、平成 21 年 6 月 23 日、キャノンのコールセンターに、用紙に黒い線が入ることと、用紙の端が汚れることについて問い合わせをしたところ、同月 29 日に同社から修理訪問があった。その結果、黒い線が入る原因は、外部からの埃等による読み取り部の汚れと、ドラムユニットの不良（劣化及び傷）であった。これらは、工事に伴う振動や粉塵によるものである。修理対応として、読み取り部の汚れについては分解清掃してもらい、ドラムユニットについては中古品と交換してもらった。

なお、こうした不具合が最もひどかったのは、通信機器と同様、平成 20 年ころから平成 22 年ころであった。

4. 営業用車両の駐車困難・損傷

申請人は、本件工事が始まる前は、申請人事務所前の道路上に常時営業用車両（三菱▲▲ 平成 4 年 3 月登録 所有者：○）を駐車していた。ところが、本件工事が開始され、道路の掘削工事や重機の通行によって、こうした駐車ができなくなった。

この点、被申請人ら J V に苦情を述べたところ、作業の内容により車の横付けが可能になること、それが不可能な場合は高架下等を利用することの提案がなされた。しかし、実際に申請人事務所前に車を横付けできたことはほとんどなく、高架下への駐車を余儀なくされた。

しかも、平成 20 年ころから、高架下に駐車していると砂塵や雨水の落下によりフロントガラスや車体に汚れや損傷が発生し、平成 22 年 3 月には助手席ドアが開かなくなるという障害も発生した。なお、上記営業用車両は既に廃車にしているが、こうした汚れや損傷がひどくなったことがその理由である。

5. 技術資料の損傷・劣化

申請人事務所には、電動機類の各メーカーの製作手配図等の技術資料（トレーシングペーパーの手書きの原紙）が多数保管されているが（概算で 3 万

枚から 5 万枚)、平成 16 年ころから、本件工事に伴う激しい振動や粉塵により、これらの図面に破断・折れ曲がり・汚れなどの著しい損傷・劣化が発生した。

6. 社内設備・備品の故障・不具合

(1) テレビ

申請人は、1980 年ころ備品としてテレビ (SANYO 製) を購入し使用していたが、平成 19 年ころから本件工事の影響で電波障害が発生し、画像が乱れるようになった。

(2) ビデオ

申請人は、平成 8 年ころ備品としてビデオ (FUNAI 製) を購入し使用していたが、本件工事の開始直後から、録画や再生ができない状態となった。

(3) ラジオ

申請人は、平成 19 年か 20 年ころ、ラジオを購入し使用していたが、本件工事の影響でノイズが入ったり、受信できなくなったりした。

(4) 携帯電話

申請人は、平成 21 年か 22 年ころ、携帯電話 (docomo ▽▽) を購入し使用しているが、申請人事務所内でワンセグでテレビを見ようとするとき画像が乱れる。

(5) パソコン

申請人は、平成 20 年ころから他人からノートパソコン (panasonic 製 型式 ▼▼) を預かって使用していたが、工事の振動等により画面に青い線が入るようになり、それが次第に広がってディスプレイが使えなくなり、最終的に起動もしなくなった。

修理に出したところ、メイン基板交換、LCD・インバータ交換が行われた。

(6) 冷蔵庫

申請人は、平成 7 年ころ、冷蔵庫 (東芝 ◇◇ 1991 年 1-6 月期製) を購入し使用していたが、平成 21 年から 22 年ころ、申請人事務所の前を大型キャタピラ重機が通行した際、振動で扉が開いたらしく、そのまま気づかずにいたところ、故障して動かなくなった。

(7) 時計

申請人の事務所には時計が 3 台あったが、いずれも上記 (6) の重機の振動

によって停止し、うち2台は使用不能となった。

7. 建物の損傷

(1) 正面シャッターの損壊

本件工事に伴う振動によって、申請人事務所の正面シャッターのフレームがゆがみ、シャッターの開閉ができなくなった。

(2) 正面引き戸サッシのゆがみ

シャッターと同様、事務所の正面引き戸のアルミサッシがゆがみ、片側（正面から見て左側）は完全に動かなくなった。

(3) 壁面・床面等の亀裂

本件工事に伴う振動によって、平成18年ころから、申請人事務所建物の壁面・床面・ブロック・南側ガラス戸等に多数の亀裂や損壊が発生した。

8. 営業損害

申請人に発生した損害は、個々の機器等の購入費や修繕費にとどまらない。むしろ、上記の通信機器や複写機の故障により電動機類の設計作業や顧客とのやりとりに支障が生じたり、工事に伴う振動により手作業での製図ができなくなったことによる損害の方が大きい。また、営業用車両が従来どおり事務所前に駐車できなくなり、技術資料等の搬出入にも支障が生じた。

9. 損害額の算定

(1) 営業損害 6720万円

上記のとおり、申請人は、本件工事に伴う振動等による通信機器や複写機の故障、営業用車両の使用不能、技術資料の劣化等によって、工事期間中ほとんど通常業務を営むことができなかった。

ここで、1時間当たりの損害額を3500円、1日の損害発生時間を7時間とし、さらに光熱費等の必要最低限の経費を1日3500円と見積もると、1日に発生する損害額は2万8000円となる。

そして、1か月の営業日数を25日とすると、振動等の激しい平成17年から平成25年までの8年間に生じた営業損害の額は、

2万8000円×25日×12か月×8年＝6720万円 となる。

なお、1時間当たりの損害額の根拠は、ある電機関係の会社の保守修理サービスに係る技術料が7000円であることから、申請人が営業できないこと

による損害は、少なくともその半額を下ることはないとの考えである。

(2) 営業用車両の使用不能に伴う損害 600万円

営業用車両は、汚れや損傷により最終的に廃車にせざるを得なかったのであるから、当該車両自体の金額として312万円を請求する。

また、事務所前に駐車できなくなったことによる損害は、1か月当たり3万円を下らないから、

$3\text{万円} \times 12\text{か月} \times 8\text{年} = 288\text{万円}$ となる。

したがって、営業用車両の使用不能に伴う損害額は600万円である。

(3) 複写機の故障に伴う損害 150万円

従来使用していたゼロックスからキャノンの複写機に買い換えたことによる費用は80万円である。

このほかに申請人は、修理代金として70万円を支出している。

したがって、複写機の故障に伴う損害額は150万円である。

(4) 技術資料の劣化に伴う損害 250万円

前記のとおり、申請人事務所には、設計図等の技術資料が3万枚から5万枚保管されている。

今後これらの資料の保全を図るための管理運搬に要する費用は、少なくとも250万円は必要である。

(5) 通信機器（電話・FAX）の故障に伴う損害 390万円

N T Tから保守修理の費用を請求されているわけではないが、屋外・屋内配線（光ケーブル）の正式な新設工事と電話機の交換に係る費用は、150万円を下らない。

また、F A Xについても買い換えが必要であり、その費用として240万円が必要となる。なお、顧客メモリー喪失は重大な損害だが、金額算定不能なため請求は控える。

(6) 社内設備・備品の故障に伴う損害 120万円

テレビ・ビデオ・ラジオについては、買い換え又は事務所内での電波受信を良好にするための措置が必要で、その費用は55万円を下らない。

また、パソコン・時計・冷蔵庫については、買い換え又は修理が必要で、その費用は 65 万円を下らない。

(7) 建物の損傷に伴う損害 740 万円

申請人は、建物の一部を事務所として賃借しているものであるが、上記のような多大な営業損害等が発生したため、家賃の支払が滞り、現在賃貸人から建物明渡請求を受けている状況にある。

したがって、申請人は、建物の損傷による補修費等を請求する立場にはないが、このような立場に置かれたことによる損害は、740 万円を下らない。

(8) 合計 8970 万円

以 上